

Title	バークリーの「抽象」の理論
Sub Title	Berkeley on "abstraction"
Author	三浦, 雅弘(Miura, Masahiro)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1988
Jtitle	哲學 No.86 (1988. 6) ,p.27- 58
JaLC DOI	
Abstract	Generally we regard both Locke and Berkeley as "nominalists". But correctly speaking, they should be called "nominalistic realists", because they restrict what exists to what is particular, and yet admit that predications extending beyond some original paradigm specimens may be valid. But Berkeley blames Locke bitterly for "abstract or general ideas", which are, according to Locke, the bonds between particular things that exist and the names they are to be ranked under. His attack on Locke results from two theoretical bases, one of which is his ontology and the other is his theory of "signification". On the latter we should pay attention to his pragmatic point of view. Though Berkeley rejects "abstract ideas" in the Lockean sense, he doesn't necessarily deny our ability to abstract. I suppose the abstraction level he rejects is not "abstraction" but "generalization" to be exact. And, with Berkeley, the epistemological condition that precedes the ability to abstract within the limits of his permission and "general ideas" in the Berkeleian sense, is our ability to perceive "likeness" between particulars, in my opinion.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000086-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

バークリーの「抽象」の理論

三 浦 雅 弘*

Berkeley on “Abstraction”

Masahiro Miura

Generally we regard both Locke and Berkeley as “nominalists”. But correctly speaking, they should be called “nominalistic realists”, because they restrict what exists to what is particular, and yet admit that predications extending beyond some original paradigm specimens may be valid. But Berkeley blames Locke bitterly for “abstract or general ideas”, which are, according to Locke, the bonds between particular things that exist and the names they are to be ranked under. His attack on Locke results from two theoretical bases, one of which is his ontology and the other is his theory of “signification”. On the latter we should pay attention to his pragmatic point of view. Though Berkeley rejects “abstract ideas” in the Lockean sense, he doesn’t necessarily deny our ability to abstract. I suppose the abstraction level he rejects is not “abstraction” but “generalization” to be exact. And, with Berkeley, the epistemological condition that precedes the ability to abstract within the limits of his permission and “general ideas” in the Berkeleian sense, is our ability to perceive “likeness” between particulars, in my opinion.

* 慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程 (哲学)

ロックもバークリも哲学史上「唯名論者」(nominalist)の名の下に一括されているが、正確には「唯名論的実念論者」(nominalistic realist)とも呼ばれるべきものである。なぜなら、両者とも存在するものを個別者に限定しはするものの、それと同時に個別者のクラスに対して一般名辞(general term)を適用することの妥当性を承認するからである。だがバークリは、ロックが一般名辞と個別者との間に定立する「抽象観念」(abstract ideas)＝「一般観念」(general ideas)を激しく攻撃する。その理由の一つは存在論的なものであり、ロックのそれは単に確定可能な性質をもつにすぎない、いまだ現実的個別者ならざるものだからである。いま一つの理由は、バークリ自身の意味論の構図に由来する。興味深いことにその構図は、さらに内奥にバークリの語用論的思考を秘めている。すなわち、言葉も「観念」も、人間の使用によって一般名辞、あるいはバークリの意味での「一般観念」になる、とされるのである。バークリはロックの意味での「抽象観念」の存在を否定するが、人間の「抽象」(abstraction)能力を否定するわけではない。しかしその能力はある一線で限界づけられ、それはわれわれが「抽象」と「一般化」(generalization)とを区切る境界線であることが推測される。この限定つきの「抽象」能力や、バークリの言う「一般観念」——存在論的には個別的であるがその担う機能においては普遍的である「観念」——を可能にする共通の条件としてクローズ・アップされるのは、人間の獲得して行く「類似性」(likeness)の知覚能力にほかならない。

1. 「抽象」と「一般化」

古来「抽象」とは、「任意の具体的事物の全体像から単一ないし複数の要素を取り出すこと」とされている。引き続きその取り出された要素をもとの全体とは独立に考察する、という作業が行なわれるのが通常であり、むしろその作業のために「抽象」がなされると言ってよいだろう。すでに

明らかのように「抽象」とは一種の「心的作用もしくはプロセス」であり、したがってそれを行なう者の一種の「心的能力」を前提するものである。

これに対して「一般化」とは、例えば「ある概念からその概念を包摂するより外延の大きな概念に至るプロセス⁽¹⁾」とされる。するとある種の「抽象」のプロセスは、それがそのまま「一般化」のプロセスにほかならない、といったケースも容易に思いつかれよう。例えば、「直角三角形」の心像から、角度規定以外の諸規定を抽象する(すなわち、角度規定を捨象する)プロセスによって、「三角形」という概念が得られるとすれば、このときには同時に「一般化」が達成されていると言ってよいだろう。しかし例えば「赤」という概念から「色」という概念に至るプロセスを考えると、上に述べられたような「抽象」がそのプロセスでありうるかどうかは決して自明ではない。

本稿次節以下では、「抽象」あるいは「抽象観念」についてのバークリの理論がロックとの対比において吟味され、さらには「普遍論争」におけるバークリの立場が検討される。そこでわれわれは、これからしばらくロックおよびバークリによる「抽象」あるいは「抽象観念」を巡る議論を追うことになるが、その議論の土俵は両者において共通している。つまり、両者において「抽象」は、前記の通念を踏まえる形で「具体的事物」から始められるものと考えられているのであり、したがって、(「三角形」に関しては異論もあろうが)その議論の対象は「実物直示」(ostension)の可能な対象——平たく言えば「物」——に限られているのである。

2. ロックにおける「抽象観念」

ロックは「抽象」を次のように規定している。「抽象」はあくまで「観念」について行なわれる。

……心は、個別的対象から受け取った個別的観念 (particular ideas) が一般的 (general) になるようにする。これはこれらの観念を、他のすべての存在や、時間や場所といった実在する際の諸状況や、その他いっさいの同伴観念から切り離されて心の中に現われるものとして考察することによって行なわれる。このことが抽象と呼ばれる……⁽²⁾

あるいは、

……観念は、その観念から、時間や場所の諸状況や、その他この観念をあれこれの個別的存在に限定するような何らかの観念を分離することによって一般的になる。この抽象という方法で、観念は一つ以上の個物を代表象すること (representing) ができるようにされるのである。⁽³⁾ 個物それぞれのうちにはその抽象観念との相似点が含まれている……

なぜ心は、「観念」に対して「抽象」作業を施し、それを一般化して「抽象観念」をうる必要があるのか。それはロックが、彼に特徴的な言語に対する強い関心から、一般語 (general words) もしくは一般名辞の生成プロセスを説明しようとするためである。

……抽象によって個別的存在者から取り出された観念は、同種類のすべてのものの一般的代表象となる。そしてその名前、すなわち一般名 (general names) が、そうした抽象観念に相似して存在するどのようなものにも適用される。⁽⁴⁾

一言にすれば、

言葉は一般観念の記号 (signs) とされることによって一般的となるのである。⁽⁵⁾

これまでの引用から明らかになったことが二つある。第一に、ロックは

「抽象観念」と「一般観念」とを全く同じ意味で用いている。第二に、ロックにおいて言葉の一般性は、発生的に「観念」の一般性に由来するものと見なされている。第二の点に着目すれば、「一般観念」(=「抽象観念」)を言語的に記号化したものが一般名辞であることになるが、その意味するところはまだ明瞭ではない。しかし、ロックの理論において「抽象観念」の占めている位置はおぼろげに見えている。すなわち「抽象観念」は、「存在する個別的な事物と、事物がそのもとに類別されるべき名前との間の言わば絆なのである」⁽⁶⁾。この引用箇所の後には次の記述が続いている。

そして一般名が個別的な存在者と何らかの結びつきをもつときには、この抽象観念が両者を結びつける媒体 (medium) なのである……⁽⁷⁾

だが、一般名辞とそれが適用される個物との間に、「抽象観念」=「一般観念」という図式は必ず要請されねばならないものだろうか。この素朴な疑問は、ロックが「一般観念」について次のように語るのを見るといっそう深まるのである。

……一般観念はそれ自体難点を伴う心の虚構 (fictions), 案出物 (contrivances) で、われわれが想像しがちなほど容易には出現しないのである。……三角形の一般観念は、斜角でも直角でもなく、等辺でも二等辺でも不等辺でもないものでなければならない。しかるにそれらのすべてであると同時にどれでもないものでなければならない。要するに三角形の一般観念は、存在できない不完全な何か、いくつかの異なった不整合な観念からなる部分が寄せ集められた観念なのである。⁽⁸⁾

ロックのこの記述は、後に見るようにバークリの強硬な異議申し立てを招くことになる。

3. バークリの批判

先にロックにおいて、「抽象観念」と「一般観念」との間に区別が立てられていないことを確認した。この事情は、ごく初期のバークリ、すなわち、『哲学的評註』や『人知原理論序論草稿』におけるバークリでも同様である。

……いかにして色の抽象観念なるものがあり得ようか。……いかなる抽象観念もみな個別的観念なのである。私は決して一般観念を思い描くことはできない。⁽⁹⁾

……抽象的な、あるいは一般的ないかなるものも実際に存在させられることはあり得ない……⁽¹⁰⁾

そして、それらにおいては「一般観念」(＝「抽象観念」)の存在はずげなく否定されるのである。

……一般名をもつことが、一般観念をもつことを含意するわけではない……⁽¹¹⁾

ところが、刊行された『人知原理論』では趣が変わってくる。

……私は一般観念があることを絶対的に否定するのではなく、ただ抽象一般観念 (abstract general ideas) があることを否定するのである……⁽¹²⁾

これまで引用してきたバークリのテキストが年代的に相前後して執筆されたことを勘案すれば、ここに見られる変更は用語上のものと見なすことが最も自然であろう。事実この推測は、『人知原理論序論草稿』と『人知原理論』の出版された序論とを読み較べることによって確かめられる。

……私はここで異議を唱えねばならない、すなわち、ある語が一般的になるのは、一般観念の記号とさせられることによってではなく、多数の個別的観念の記号とさせられること⁽¹³⁾によってであると思われる。

……語が一般的となるのは、ある一つの抽象一般観念の記号とさせられることによるのではなく、いくつかの個別的観念の記号とさせられ、かつ、それら個別的観念のどれをも無差別に心に示唆することによる⁽¹⁴⁾ように思われるのである。

ロックの「一般観念」(=「抽象観念」)が、刊行された『人知原理論』では「抽象一般観念」と言い換えられていることは明らかである。この変更に伴って、パークリにおいて「一般観念」がロックのそれとは異なる存在性格を与えられているであろうことは容易に予想されよう。

4. パークリの提案とその解釈

あらためて本節でパークリの積極的な提案を吟味したい。パークリの提案に関して二、三の解釈を以下に提示するが、それに先立って(やや長くなるが)パークリ自身の記述を掲げておこう。

……一つの観念は、それ自体で考えられるときには個別的であるが、同じ種類の (of the same sort) 他のすべての観念を代表象するように、換言すれば、表わすようにさせられることによって (by being made to represent or stand for), 一般的となるのである。この点を具体例によって誰にもわかるようにするために、幾何学者が一つの線を二等分する方法を論証しているとしよう。彼は例えば長さ一インチの黒い線を引く。この線はそれ自体では一つの個別的な線であるが、それにもかかわらず、その表示 (signification) に関して一般的である。なぜなら、ここで用いられているとき、この線はいかなる個別的な線をもすべて代表象しているからである。そのために、この線について論

証されることはすべての線について、換言すれば、線一般について論証されるのである。こうして、その個別的な線が一つの記号とさせられることによって (by being made a sign), 一般的になるのと同様に、線という名も、それだけ取り出せば個別的であるが、一つの記号であることによって、一般的とされるのである。そして前者 [=個別的な線] がその一般性を、抽象的もしくは一般的な線の記号であることに負うのではなく、およそ存在しうるすべての個別的な直線の記号であることに負うのと同様に、後者 [=線という名] もその一般性を、同じ原因、すなわち、その名が無差別に指示する (denote) さまざまな個別的線から引き出している、と考えられねばならないのである。⁽¹⁵⁾

(1) 言語と「観念」——「記号的表示」の理論

小論2節で見たとおり、ロックにおいて「抽象観念」=「一般観念」は、一般名辞と個物とを結ぶ絆であった。彼において言葉の一般性は、「観念」の獲得する抽象性、すなわち、一般性に由来するものと説明された。これに対して、バークリの見解としてこれまでに明らかになっているのは次の二点である。第一に、ロックの言う「抽象観念」=「一般観念」に当たる「抽象一般観念」の存在は否定される。第二に、バークリの意味での「一般観念」の存在は否定されない。この二点について順次考察して行きたい。

バークリの用語での「抽象一般観念」の存在が認められないとは、ロックの図式にあてはめれば、言語（一般名辞）と個物との間の媒介など認められない、ということである。このことは、バークリの「観念即事物」というモットー⁽¹⁶⁾を思い起こせばむしろ当然のことと言ってよい。バークリが生涯抗議し続けたのは、まさに「観念」と事物とを分け隔てる考え方だったからである。彼によれば、言葉（名）が一般的になりうるのは、それが

不特定多数の個物を指示しうるからなのである。ここにおいては、ロック的な「抽象一般観念」はおろか、バークリの言う「一般観念」すら登場する余地はない。

では、バークリの言う「一般観念」はどこに現われるのか。無論それは、「観念」の一般性獲得のプロセスにおいてである。彼によれば、「観念」が一般的になりうるのは、それが不特定多数の個物を代表象しうる、ないし、表わしうるからなのである。ここにおいて、バークリの言う「一般観念」の存在性格は明らかであろう。「記号」として働いて、それと「同じ種類」の他のすべての「個別的観念」を代表象する機能を担った「個別的観念」が「一般観念」と呼ばれるからには、「一般観念」の存在性格は、そのような機能を担っていない単なる「個別的観念」のそれと全く変わらないはずである。すなわち、両者とも「知覚される」という存在性格をもつのである。バークリの「一般観念」はロックの言う「三角形の一般観念」が「容易には出現しない」のと好対照をなしている。

ところで、上の二つの段落で整理した二つのシェーマ——言葉が一般的になるプロセスと「観念」が一般的になるプロセス——は、相互に関連をもつのだろうか。先にやや長く引用した『人知原理論』序論第12節は、次の出だしで始まっている。

観念がいかにして一般的になるのかを観察することによって、われわれはいかにして言葉が一般的にされるのかを、よりよく判断することができ⁽¹⁷⁾るのである。

この記述を捉えてピッチャー⁽¹⁸⁾は、序論第12節において、「観念」が一般化される仕方は言葉が一般化される仕方を理解するためのモデルとして提示されている、と解釈する。彼によれば、言葉と「観念」の一般性獲得のプロセスは、バークリにおいて相互独立的に考えられている、というのである。われわれのこれまでの検証からも、バークリが、一般名辞の一般性を

ロックのごとく「観念」の獲得する一般性から説明することは誤りだと見なしていたことは疑いがない。バークリの積極的な見解は措くにせよ、この批判それ自体は、われわれをも首肯させるに足る説得力をもつと言えよう。

言葉が一般的になるプロセスと「観念」が一般的になるプロセスとは相互独立的であり、後者は前者のモデルとして対応づけられている、というピッチャーの解釈は、確かに穏当であろう。だが私はもう一步踏み込んで、バークリの念頭には、それら二様のプロセスを包括するものとして、「記号的表示」(signification) という概念枠組が置かれていたと推測したい。序論第12節では、「一般観念」は多数の個物を「代表象する」(represent) ないし「表わす」(stand for), と表記され、一般名辞は多数の個物を「指示する」(denote), と表記されていた。しかしこのような用語上の周到な配慮は、バークリの記述、とくに『人知原理論』以外の著述において、必ずしも常に見られるわけではない。バークリでは言葉も「観念」も「記号」(sign) であり、多くの場合、それらの「記号」が他の事物を「表示する」(signify), と表記される⁽¹⁹⁾。このとき、「記号」から事物の向きに成立する二者関係が「(記号的) 表示」(signification) と呼ばれる。したがって、represent or stand for と denote とをあまり厳密に区別することはかえってバークリの真意を捉え損ねるおそれがある。 「(記号的) 表示」とはすぐれて意味論的な関係概念であることになるが、因みにこの構図に記号使用者としての人間が登場すれば、「記号」から人間の向きには「示唆」(suggestion) という語用論的な関係概念が成り立つ⁽²⁰⁾、というのがバークリの記号論のあらましである。

(2) バークリの語用論的アスペクト

上掲のバークリの原文では、by being made to represent or stand for あるいは、by being made a sign という具合に受動態が用いられているのでややもすると見落としかねないが、このような記述からバークリの語

用論的、もしくは道具主義的思考法を読み取ることは困難ではない。すなわち、これらのフレーズを能動態に転換するならば、パークリにおいてある「個別的観念」は、それを知覚している人がそれと同種のあらゆる個物を表わすために用いることによって「一般観念」になるのである。要するに、「個別的観念」は人間の使用によって「一般観念」となる。この図式を言葉にあてはめるならば、言葉は人間の使用によって一般名辞となる、ということになる。

実質的に前段落で述べたことの言い換えにほかならないが、ブルック⁽²¹⁾は序論第12節から、パークリが「一般観念」ならびに一般名辞のうちに規約的・人工的性格を認めていたことを推測している。ブルックによれば、パークリにおいて「一般性」(generality)は、「(記号的)表示」の仕方の一型であり、それもパークリが「可視的観念」等を言わば「自然的な記号」(natural signs)と⁽²²⁾考えていたのと対比的な意味で、人工的な「(記号的)表示」の仕方の一型である、という。この見解は、話を一般名辞に限るならば、パークリ解釈という枠を越えて一般論としても妥当性をもちえよう。一般名辞の指示機能(referential function)が、固有名のそれと同様、最初の規定ないし約定(stipulation)に基づくという考え方は充分理解可能である。その場合の約定は無論言語的になされるが、具体的には、例えば冠詞や指示形容詞の有無といった形で取り決められよう。だが、「観念」についてはどうか。自然的な「(記号的)表示」に関しては、少なくとも理解に苦しむ要素はないと思われる。すなわち、パークリによれば、「個別的観念」が自然記号として機能するのは、その「観念」が、過去においてそれと結合した他の「個別的観念」をわれわれの心に「示唆する」(suggest)ときである。⁽²³⁾例えば、目に見える赤い炎としての火という「可視的観念」が、指で触れると熱い火という「可触的観念」をわれわれの心に「示唆する」ときである。それに対して、「観念」の人工的な「(記号的)表示」とはどのようなものだろう。知覚される「観念」である以上、それ自体は自

然的であるはずの「個別的観念」が、人間の「取り決め」(appointment)によって、ある一定クラスの「個別的観念」のしるし、ないし代理として用いられるという場合、その「取り決め」とはいかなるものなのか。あるいは、もしそのような「取り決め」が現実には始終行なわれているとするならば、それは人間のどのような能力を前提するものなのか。

「(記号的)表示」説が「観念」の一般化に関してはこのような疑問を引き起こしかねないことを意識してかしないでか、序論後続部におけるパークリの議論は、「一般名」の「表示」の問題に収斂して行く。

……真実には、一般名に付与される一つの精密で確定的な表示のようなものはないのであり、一般名はすべて、多大な数の個別的観念を無差別に表示するのである。⁽²⁴⁾

「一般名」の「表示」の仕方は、それが不特定多数の「個別的観念」を相手とするがために、ルースなものたらざるを得ない。パークリによってこの議論はさらに尖鋭化され、言葉が何の「観念」も表わさずに用いられることがある、とまで言われるに至る。

……言葉によってしるしづけられる (marked) 観念を伝達することは、通常想定されているように言語の主要で唯一の目的ではない。情緒を喚起するとか、行動を促したり阻止したりするとか、心のある特殊な性向に置くとか、他の目的がいろいろある。これらに比べると、前の目的は単に従属的であって、これを欠いて他の目的が得られる場合には全く省かれることもあり、このことは私の考えでは言語の使用⁽²⁵⁾になじむと稀ならず起こるのである。

ここにはパークリの道具主義的言語観があますところなく述べられている。上の一節ではただ「言葉」(words)と書かれていて「一般名」と限定されていないが、今のわれわれのコンテキスト上「一般名」について考え

てみても同じことが言える。例えば、詩文中に用いられる「一般名」には「観念」を伝達せずに「情緒を喚起する」ことを専らの目的とするものがままあろうし、また、“Man shall not live by bread alone.” や “Go to bed!” においては “bread” や “bed” の「観念」を伝達することは全く意図されておらず、特に後者の文では「行動を促す」ために「一般名」が用いられていると言えよう。バークリ自身の記述によれば、「一般名」が何の事物をも表示せずに用いられることがあるのは、「代数における文字」と同断である。

思慮深い人々の間で用いられる名前の中には、必ずしも他の人に確定的な個別的観念を示唆するとはかぎらないものが多数ある……。観念を表わす有意味な名前は、(最も厳密な論証においてすら)用いられるたびごとに、この名前が表わすようにされている観念を知性に喚起する必要はないのである。読書や言説において、名前の大部分は代数における文字のように使用される。代数においては、各々の文字が個々の量のしるしとなるが、正しく進む (proceed right) ためには、各々の文字が表わすように取り決められた (appointed) 個々の量を、各ステップごとにあなたの思惟に示唆することは、必須というわけではないのである。⁽²⁶⁾

ここに開陳されているバークリの言語観は、「言葉の意味を知るとは、その正しい使い方を知ることである」というヴァイトゲンシュタインの著名なテーゼを先取するものであろう。⁽²⁷⁾ すなわち、ある言葉の操作において「正しく進む」能力がわれわれに備わっていることが、その言葉を理解するための要件なのである。では、言語操作において「正しく進む」能力とは、人間におけるいかなる具体的能力なのか。おそらくこの問いに答えることは、先に表明した「観念」の一般化にまつわる疑問にも答えることになる。ある「個別的観念」が一定クラスの「個別的観念」のしるしとして約

定的に用いられる、という場合、その「個別的観念」は、言語使用者によってまさに「適切に」選択されねばならないだろうからである。

(3) パークリ批判の検討

ここでひとまず歩みを止め、これまでに見たパークリの議論に対する一、二の批判を検討してみたい。小論本節冒頭に掲げた『人知原理論』序論第12節には、一つの観念が「同じ種類の」(of the same sort) 他のすべての観念を代表象する、というくだりがある。マーゴリス⁽²⁸⁾によれば、ロックやパークリにおいて「種類」(sort) は「自然種」(natural kind) と同じ意味で使われているということだが、アロン⁽²⁹⁾は、『人知原理論』のどこにも「種類」ないし「自然種」が立ち至って論及されていないことを非難している。この非難の背後には、「一般観念」あるいは一般名辞の機能に先立って「種類」ないし「自然種」の区別がなければならぬはずだ、という見解であろう。だが、われわれのこれまでのパークリ解釈においてすでに反論は十分可能である。パークリにならうかぎり、ある「個別的観念」を一定クラスの「個別的観念」のしるしとして約定的に用いる、あるいは、ある言葉をその指示機能に関して約定的に用いる、というわれわれのプラグマティックな行為が「一般観念」あるいは一般名辞を生成すると同時に「種類」ないし「自然種」の区分が生じるのである。すなわち、「三角形」という「一般観念」あるいは一般名辞が、「一般的表示」(general signification) をなしうる、換言すれば、一般的意味をもちうるために、予め一定クラスの個物の間に「同種であること」が成り立っていることは全く必要とされないのである。

パークリの議論に対してさらに徹底的な批判を加えているのはフッサールである。フッサール⁽³⁰⁾によれば、私の目に映っている個別者 (Einzelne) は、それが代理 (Ersatz) をするような他の個別者を指示して (hinweist) はいない。まして同じ種類のあらゆる個別者を指示するようなことはなおさらありえない。普遍的表象が個別的表象を自らのうちに実的 (reell) に

含むはずはない。換言すれば、ある普遍的表象をもつということは、それに従属する個別的表象が意識に実際に与えられているということではない。なぜなら、すべての A、あるいはあらゆる任意の A は、思惟的に (gedanklich) 表象されるという様式で代表象される (repraesentiert) からである。この代表象作用には個々の A のいずれにも関係するような成分はいっさい含まれておらず、したがってこの作用は個々の作用や個々の示唆の総計や組合せによっては産出もされず代用もされえない。この作用は、イデア的に (ideal) 把捉されるその意味 (Sinn) によって、外延のどのメンバーにも関係はするが、しかし現実的にはなく、イデア的に、すなわち論理的な様式で関係するのである。

上の段落に要約したフッサールの論点とバークリのそれとを調停することは難しい。バークリの語用論的・操作主義的言語観では、言語使用者と言葉のほかに、言わば第三者として「言葉の意味」を持ち出すことは不要とされる。バークリにおいては当然「観念」についても同じことが言えねばならず、したがって、「観念」をもつ者、すなわち「精神」(spirit) と「観念」のほかに、第三者として「観念の意味」を持ち出すことは不要のはずである。それに対してフッサールは、ある普遍的表象ないし言表が一定クラスの個別者にあてはまるためには、「イデア的に把捉される意味」が必要不可欠だと見なすのである。この両者の対立は、⁽³¹⁾ 桂の指摘するごとく、因果関係をめぐるヒュームとカントの対立にも似た事情にあるのかもしれない。しかしそれにしても、「意味」(Bedeutung) とは何かということは、色や音とは何かということがわれわれに与えられているのと同様、直接的にわれわれに与えられており、それはもうそれ以上定義されない、記述的に最後のものだとするフッサールの主張に無批判に従うわけにはいかない。すべての「純粹」(reinen) 普遍概念、例えば数、空間形象、色、強度のような普遍概念の外延が無限であることからしてすでに、バークリの解釈は不合理である、と断定されるのであるが、先の箇所では「意味」と⁽³³⁾

同じく無定義概念とされたはずの「色」が、ここでは赤・青・黄等の個別的な色の無限に続く連言だとされているのではないだろうか。また、フッサールの言う「意味」は、そのプラトンの性格の故に、ロック的「抽象一般観念」と一脈通ずるものがないだろうか。真なる知識を述べる言表、例えば、「三角形の内角の和は二直角である」という言表の主語にプラトンの実在を要請することなしにわれわれが「普遍的」知識に到達しうることを示そうとしたのがほかならぬパークリだったのである。

5. パークリにおける「抽象」

(1) 「抽象」能力の容認

『人知原理論』序論の書き出しからほどなくして、われわれは次の記述に出会う。

……これまで思索を錯綜させ、粉砕させる主役を演じてきたように見えるもの、そしてほとんどすべての知識の領域において無数の過誤と困難とを引き起こしてきたように見えるもの……それは心が事物の抽象観念ないし抽象思念 (abstract ideas or notions) を形成する力をもつ、という説である。⁽³⁴⁾

ここでパークリは人間の「抽象」能力を一見否定しているかのようである。だが、上の一節中では「抽象観念」が「抽象思念」と言い直されているところが重要であり、パークリが否定したいのはあくまで後者を形成する心的能力なのである。「思念」(notion) とは、『人知原理論』の別の箇所⁽³⁵⁾によれば、心の対象としての心、あるいはその作用、あるいは関係といったものである。すなわち、同じ心の対象としての「観念」が可感的事物であるのに対して、「思念」は非可感的対象である。小論冒頭において、「抽象」は具体的事物から始められることが確認されていた。したがって、上の一節でパークリが否定しようとしたのは、可感的事物から非可感的対象

である「思念」を作り出すような「抽象」能力なのである。

バークリがある意味での「抽象」能力を認めているのは例えば次の一節である。

……ある図形を単に三角形と考へて、角の特殊な性質や辺の關係に注意しないことは可能である。そのかぎり抽象はできる。しかしこれによつて三角形の抽象的一般的な、かつ両立不可能な觀念を形成できることは決して証明されないであらう。⁽³⁶⁾

ここでバークリは、特殊的細部 (detail) に注意しないことを「抽象」と呼ぶならばそれは可能であると述べている。この論点は事實問題としてはむしろトリヴィアルであらうが、しかしロックは、小論 2 節の末尾に引用した箇所で、「三角形の一般觀念」がまさしくその事實的性質として「細部を欠いていること」を挙げている、と読めるのである。つまりロックにおいて、「一般觀念」 (=バークリの「抽象一般觀念」) と「一般觀念」ならざるものとは、事實的に「細部の有無」によつて區別されるかのようである。それに対してバークリにおいては、バークリの用語での「一般觀念」と「一般觀念」ならざるものとの區別こそ認められるものの、その區別の基準はあくまで「表示の仕方」ないし「用いられ方」なのである。⁽³⁷⁾ アーロン⁽³⁸⁾ やベネット⁽³⁹⁾ の推測によれば、バークリの言う「一般觀念」として働く「個別的觀念」がそれと「同種の個別的觀念」を有意味に「表示」するためには、その「一般觀念」形成にあたって注意されなかつた特殊的細部が特殊的性質の選言を充たしていなければならない、というのがバークリの主意である。つまり、三角形であれば、その「頂角」という特殊的細部に注意を払わないことは可能だが、それにしてもその「頂角」はあくまで鋭角・直角・鈍角のいずれかでなければならない、というのである。ロックの記述では、ある三角形についてその特殊的性質、すなわち角度規定や辺規定等を順次取り除いていくと、一般的な「三角形性」 (triangularity) が

残ることが期待されているかのようなのであるが、実際にそこに残るのは単なる「無」(nothing) であろう。⁽⁴⁰⁾

われわれはパークリにおいて、それによって形成されるものが非可感的な「抽象思念」でない、という限定つきで「抽象」能力が承認されていることを見た。それは裏を返せば、ある段階を越えた「抽象」は認められないということでもあろう。ものの順番として次にはパークリにおける「抽象」の実相が検分されねばならないが、その前に、「抽象」能力の限定的承認がパークリの説にもたらず理論的帰結を見届けておこう。

(2) 容認の帰結

人間の「抽象」能力が認められるとしても、もし「知覚」(perception) ないし「知覚する」(perceive) というタームがまさしく狭義に解されるとすれば、そこにおいて「抽象」はそもそも問題となりえないであろう。例えば、個物 T が知覚的性質 Q_1, Q_2, Q_3 から成るとする (ロック風に言えば T は Q_1, Q_2, Q_3 という「単純観念」を要素とする「複合観念」である)。 Q_1 をある特殊的色、 Q_2 をある特殊的延長とするならば、少なくともわれわれの日常的状況においては、 Q_1 と Q_2 とを別個に「知覚する」ことは不可能である。⁽⁴¹⁾ したがって、「抽象」行為とは要素的性質を知覚的に識別して取り出すことであるとすれば、その行為が成立するためには、「知覚(する)」の意味が拡張されねばならない。このことはパークリもつとに認識するところであった。

……私は人間の身体について、手足のない胴体を想像する (imagine), あるいはバラそのものを考えないで、バラの香りを想う (conceive). それが可能であるかぎり実際に離ればなれに存在しうる、すなわち、現実に離ればなれに知覚されうる対象を離ればなれに想い浮かべるだけのことが抽象と呼ばれてしかるべきだとすれば、私は私が抽象しうることを否定しないであろう。⁽⁴²⁾

バークリのテーゼとして知られる「存在するとは知覚されることである」(esse is percipi) の現在時制が雄弁に語っているように、バークリにおいて実在とは「現在知覚されてあるもの」である。そして「観念」と命名されるそのような実在は、第一義的には、実物直示の可能な事物的対象にはかならない。だが、そのバークリも、狭義の「知覚」レベルでは「抽象」不可能な「観念」を、「想像する」ないし「想う」(「考える」(consider) と言われる箇所もある) という能力のレベルで「抽象」しうることを認めているのである。しかしそれにしても、バークリにおいては「想像」(imagination) も (「情念」(passion) ⁽⁴³⁾すら) 「可能な知覚」に含められることは注意すべきであろう。付言すればこのことから、先の「思念」なるものは、「知覚」とは全く異なるカテゴリーに属するものであることが推察されるのである。

「抽象」能力の限定的承認によって可感的実在の領域が拡張されること、換言すれば、esse is percipi テーゼが拡大解釈されざるを得ないことをバークリ自身が充分認識していたことは、『哲学的評註』の次の記述が明瞭に示している。

……実在 (existence) は通俗的には現実的知覚に制限されているが、私は実在という言葉が通常より広義に用いることが充分留意されねばならない。⁽⁴⁴⁾

ここにおいて「観念」T の実在は、現実的知覚としての「知覚されること」(being perceived) を越えて、可能的知覚としての「想われること」(being conceived) と等置されるのである。

(3) 「抽象」の実相

バークリは『人知原理論』の中で「二重の抽象」(two-fold abstraction) を非難している。

第一に、例えば延長が他のいっさいの可感的性質から抽象できると想定されている。そして第二に、延長の存在 (entity) はその知覚されることから抽象できると想定されているのである。⁽⁴⁵⁾

ここで「第二」として挙げられている「抽象」タイプを、われわれがそのまま素直に「抽象」として受け取れるかどうかは疑問である。だが、バークリにおいて「抽象観念」批判は、esse is percipi テーゼの擁護と密接に結びついていた。

もしわれわれがこの「事物の外界実在という」教説を徹底的に検討するならば、おそらく、この教説が基底においては抽象観念の説に依存していることを見いだすであろう。というのも、可感的対象の存在をその知覚されることから区別して、可感的対象が知覚されずに存在すると想うことほど、見事な抽象の努力はありえようか。⁽⁴⁶⁾

この記述を補う形で、『人知原理論』第二版では削除されたものの第一版では、「真実には、対象 (object) と感覚 (sensation) とは同じものであって、それゆえ相互に抽象することはできない」という一文が記載されていた。われわれの出発した通念的規定では、「抽象」とは「全体から単一ないし複数の要素を取り出すこと」であり、全体をそのまま取り出すことを「抽象」と呼ぶのは抵抗があろう。換言すれば、「抽象」と「捨象」とは表裏一体であって、「捨象」されるものが何も残らないときには「抽象」も遂行されていないのである。したがって、事物の外界実在を認めないバークリのいわゆる「非物質論」(immaterialism) と、上の削除された一文に述べられた意味での「抽象観念」批判とは、バークリの期待ほど緊密には連繫していないおそれがあるのである。しかしそれはさておき、ここでわれわれが確認しておかねばならないことは、先に見たバークリの言う「二重の抽象」のうち第二のものは、よりの確には「区別」・「分別」・「分け隔て」などと呼ばれるべきものだということである。

するとパークリの言う「抽象」のうちで、正確にその名に値するものは、例えば延長を他のいっさいの可感的性質から「抽象」というただ一つのタイプに限られるのだろうか。これについてわれわれは、『哲学的評註』に興味深い記述を見いだすのである。

一つの観念を種類の異なる他の観念から抽象することと、一つの観念を同種のすべての特殊者 (particulars) から抽象することとは別のことである。⁽⁴⁷⁾

ここでパークリは明らかに二種の「抽象」タイプを区別している。まず述べられているのは、例えば、リンゴから「赤」という「観念」を「抽象」して、「球形」や「酸味」といった「観念」を「捨象」するタイプのものである(これをタイプ A としよう)。後に述べられているのは、「赤」・「青」・「黄」……といった特殊的「観念」から「色」という「観念」を「抽象」するタイプのものである(これをタイプ B としよう)。この両者の「抽象」タイプについて、主にピアズレイ⁽⁴⁸⁾の議論を参照しながら、順次考察して行きたい。

①タイプ A の「抽象観念」

これは一口で言うならば、個物 (=「個別的観念」) T の一つの性質として知覚された後、それが限定する個物 T を伴わずに想われるような「観念」である。このタイプの「抽象」をピアズレイは次のように定式化している。

個物 T から、「観念」クラス C_1 (eg. 色) のある「観念」x (eg. 赤) が抽象され、「観念」クラス C_2 (eg. 味・形) のある「観念」y (eg. 酸味・球形) が「捨象」されることが可能であるのは次のときであり、そしてそのときに限られる。

- i) C_1 のメンバーであり、時刻 t において知覚された「観念」x が存在し、かつ、

ii) C_2 のメンバーであり、時刻 t において x とともに知覚された「観念」 y が存在しない。

すると、「赤」と「酸味」とは相互的に「抽象」可能である。言い換えれば、「赤」を抽象して「酸味」を「捨象」することもできればその逆もできる。それに対して、「赤」と「球形」の場合には、「球形」を「抽象」して「赤」を「捨象」することはできる（例えば、目を瞑って触覚的に「球形」を知覚する）が、その逆はできない。後者の「抽象」不可能なケースをさらに定式化するならば、もし「観念」 x （赤）が「観念」クラス C_c （あらゆる特殊色のクラス）のメンバーであり、 x が知覚される、ないし想われるならば、「観念」クラス C_s （あらゆる特殊形のクラス）のメンバーであるようなある「観念」 y が存在し、その y は x に必ず伴う、ということになる。

上の段落の議論より、タイプ A の「抽象観念」の形成能力はわれわれにおいてと同様パークリにおいても認められよう。ただしその認定に先立って、「知覚」(perceiving) の領域が「想い」(conceiving) の領域にまで拡大されていなくてはならない。また、このタイプの「抽象観念」の存在論的身分については議論が分かれよう。「想い」はあくまで「可能な知覚」であって、決して「現実的ないし現在の知覚」ではない。ゆえに、esse is percipi テーゼによって「実在」を否認される、というのも一つの考え方である。パークリのいわゆる「普遍論争」に対するコミットメントについては節を改めて後述したいが、存在者を個物に限定しようとする「唯名論」(nominalism) がパークリの基本的立場であることは動かないものと思われる。したがって、「赤」や「酸味」に対して個物に匹敵する実在性を与えることはパークリの立場上困難であろう、というのがとりあえずの私の見解である。だが、反論は可能であろう。それはパークリの、⁽⁴⁹⁾ 離散的感覚所与への還元主義をその内実とする知覚一元論的認識論を重視するときに成り立つ異論である。感覚所与的還元主義を重く見るとき、「知覚さ

れる」ものはまさに、それが限定する個物を伴わない「特殊な色」や「特殊な音」にはほかならない。したがって、今度はこれらに、同じ esse is percipi テーゼによって「実在」の身分が保証されることになるのである。

②タイプBの「抽象観念」

上に見たタイプAの「抽象観念」も基本的には「可能な知覚」の産物であった。リンゴを見も触れもしないでその香りのみを知覚することは現実的にありうるが、リンゴの色は見えているものの形は皆目見当もつかない、といった状況は現実としては想像しにくい。一定の形ないし延長を捨象して例えば「赤」という色のみを「抽象」することは、あくまで「可能な知覚」すなわち「想像」のなせるわざだったのである。

これに対して、「赤」・「青」・「黄」……といった特殊者と「色」との関係に即して考えるならば、明らかに言えることは次の二点である。第一に、「色」という「抽象観念」の形成に際しては、タイプAの「抽象観念」すなわち、「赤」・「青」・「黄」……の形成が時間的に先行していることが予想される（この予想はその根拠を挙げるができないという意味で、経験主義的ドグマとも言える）。第二に、個物 T において「色」はその構成的「観念」ではない。換言すれば、「色」は「可能な知覚」すなわち「想像」も不可能な、言わば経験を越えたものである。

上のパラグラフの考察より、「赤」・「青」・「黄」……といった特殊者と「色」との関係がそもそも「抽象」と呼びうるか否かすら不分明になろう。小論冒頭に掲げた古来よりの「抽象」および「一般化」の通念と照合するならば、「赤」・「青」・「黄」……から「色」へと至るプロセスは、「一般化」ではあっても「抽象」ではありえないケースなのである。したがって、タイプBの「抽象観念」を形成する能力としての「抽象」能力など求めるべくもなく、このタイプの「抽象観念」の存在が言い立てられようものなら、バークリはそれを「抽象一般観念」の名の下に飽くことなく糾弾したのである。

本来の「抽象」によるのでない「抽象一般観念」には、さらに高次のものが考えられよう。「色」はまだ、単一な性質を表わす「単純観念」(simple ideas)である。それに対して、「ピーター」や「ジェイムズ」や「ジョン」は、それぞれが特殊的な色や姿形をもつ個体としての「複雑観念ないし複合観念」(complex or compounded idea)である。バークリが批判する者たちによれば、われわれはこれらの「観念」から「おのおのに特異なものを取り去り、すべてに共通なものだけを残す、かくしてすべての個別者が等しく与る一つの抽象観念を作る」。こうして得られるのが「人間」(man)という「抽象観念」だと言われる⁽⁵⁰⁾。しかしこの一連のプロセスが「抽象」ならざる「一般化」であることは「色」と同様であり、そのプロセスに与る能力が「抽象」のそれではなく、また、結果として得られるとされる「観念」も、その実在性は端的に否認されるほかない「抽象一般観念」であることは言うまでもない。

6. バークリの「普遍論争」へのコミットメント

ポルフェリオス『範疇論入門』のポエチウスによる翻訳を契機として六世紀に始まった「普遍論争」は、周知のとおり「唯名論」と「実念論」(realism)という大別して二つの陣営によって争われた。われわれの考察は、まず、これら二つの立場の正確な規定を必要としよう。

そもそも「普遍論争」とは、「普遍」が単なる「名称」にすぎないのか、それとも何らかの「実在」の身分を有するのか、を巡って争われたものであった。ここで明らかにしておかねばならないが、十七世紀から十八世紀にかけて「唯名論者」と呼ばれたロックやバークリらの立場を、「唯名論」と「実念論」とを調停する言わば「唯名論的実念論」(nominalistic realism)の立場として読み解こうというのがわれわれの意向である。明確な規定は後に譲るとしても、「実念論」が「普遍」に関して何らかの非言語的実在性を主張する以上、言語と実在との関係が初めから度外視される強い「唯

名論」規定は、われわれの趣旨にそぐわない。強い「唯名論」とは、例えばアーン⁽⁵¹⁾によれば、クラスのメンバーが共有するのは名前のみである、と主張するものである。換言すれば、分類(classifying)とは非言語的類似(non-verbal resemblances)に訴えることのない純粹に言語的なプロセス(verbal process)である、と見なす主張である。また、同じく「唯名論」の明確な規定は後に譲るとしても、いずれにせよ「唯名論」の立場を温存するためには、「普遍」の実在性を積極的に認めるわけには行かない。したがって、われわれがロックやバークリに見いだそうとする「唯名論的実念論」の立場では、「普遍」は存在論的にはニュートラルな位置に留め置かれるほかはないであろう。このとき、「普遍」の存在を ante rem に認めるプラトニズムの立場は予め除外されることになる。

では、「唯名論」と「実念論」とはいかに規定されればよいのか。ここでわれわれはマーゴリス⁽⁵²⁾にならって、「唯名論」を、存在者を個体に限定する立場と考えることにしたい。因みにロックは「存在するすべてのものはただ個別者のみである⁽⁵³⁾」と明快に述べ、同じくバークリも「存在するいかなるものも個別者であることは普遍的に受け容れられた格率⁽⁵⁴⁾」であるとしている。このような「唯名論」規定を生かした上で「唯名論的実念論」の成立を図る場合に、「普遍」すなわち「一般者」の存在論的身分は不問に付すほかはないが、しかしいかに「唯名論的」であろうとも、われわれが一般名辞の使用を避けることは事実として不可能である。ある一定の一般名辞が適用されるのは、ある一定の言語外対象のクラスに対してであることは言うまでもないが、このときわれわれは、一般名辞の用い方において、ある一定の「クラス」という「一般者」を予想しているのではないだろうか。繰り返しになるが、ある一定の「クラス」という「一般者」の存在論的身分にはコミットしないとしても、われわれが何らかの「実念論的」信念をもつことが、一般名辞を使用しうることの前提条件なのではないか。例えばわれわれは子供の頃に、「猫」という一般名辞の用い方を、

有限の、おそらくはあまり数多くないパラダイムの範例 (paradigmatic exemplars) の実物直示によって学習するであろう。しかし、現物として差し出されたパラダイムの範例についてしか「猫」というタームを用いることができないとしたら、その子供はそのタームを「一般名辞」として用いているとは言えない。そのときその子供にとって「一般者」は全く意味をもたないのである。ここに至ってわれわれは、上に規定した「唯名論」と調停可能な形で、「実念論」の積極的規定をなしうるであろう。すなわちわれわれの規定する「実念論」とは、一般名辞を、所与のパラダイムの範例を越えて、それらを包摂するより外延の大きなある一定クラスのメンバーに対して適用可能なものと見なす考え方、ということになる。

上の二つの段落から推察されるように、バークリが、あるいはわれわれが、「唯名論的実念論」を唱えるとき、そこには一つの大きな前提がある。それはすなわち、個別者間の「類似」が「知覚」によって、換言すれば、「認知的」(cognitive) に接近可能である、という前提である。バークリのテキストにあたるかぎり、個別者間の類似についての人間の知覚能力があらためて吟味されている箇所は見いだせない。むしろ彼はその能力を人間が当然身につけて行くものと見なしているのであり、そのことは例えば、事物と「観念」との類似・非類似を問題とするロック流のいわゆる「知覚の表象説」(representative theory of perception) を批判する言辞に窺われるのである。

……観念は観念以外の何物にも似ることはできない。ある色や形はいま一つの色や形以外の何物にも似ることはできないのである。もしわれわれがほんの僅かでもわれわれの思惟を覗き込むならば、唯一われわれの観念間を除いては、類似 (likeness) を想うことは不可能であることが知られよう。⁽⁵⁵⁾

個別者間の「類似」が「知覚」によって把握可能であり、普遍者間の「類

似」は参照不可能であるとするれば、後者の「類似」についてわれわれが持ちうる何らかの理解は、前者の「類似」についての認知的理解に基づいているのでなければならないことになる。

さて、小論前節までの考察において、バークリが彼独自の意味での「一般観念」や、また、ある限度内での「抽象」能力を承認していることが確認された。それらの「一般観念」も「抽象」能力も、われわれの経験があくまで個別者を対象とするものである、という事実と矛盾しないかぎりにおいて容認されたのである。そしてこの容認は、たとえこの世に存在するものが個別者のみであるとしても、それら個別者は、それらに対して一般名辞が妥当に適用可能であるようにわれわれの経験のうちに編成されねばならない、というわれわれの、したがって当然バークリの必要にも見合うものであった。われわれはこれまでにおいて、「個別的観念」を「一般観念」に転化する能力や、人間が言語操作において「正しく進む」能力、あるいは一定限の「抽象」能力、といったものを可能にする条件について判断を保留してきた。いまやその条件とは、個別者間の「類似」を「知覚」しうるという人間の経験的能力である、と言ってよいだろう。バークリは個別者や個別的性質間の「類似」を知覚する能力を認めると同時に、「一般観念」や一般名辞、あるいは一定の「抽象」能力の妥当的使用を容認するのである。より正確に言えば、個別者間の「類似」を知覚する能力を認識論的な先行条件として、しかる後に初めて普遍者にコミットしようとする試みが可能となるのである。そして事実上バークリは普遍者にコミットしている。したがって、バークリは基本的には「唯名論者」として、存在論的にニュートラルな形で「実念論」に与している、と言えるのである。ここに「唯名論的実念論」の一つの典型があろう。

7. 回顧と展望

バークリはロックの言う「抽象観念」＝「一般観念」を「抽象一般観念」

と呼び、その実在はおろか、プラグマティックな適用可能性すら峻拒する。なぜなら、それは単に「確定可能」(determinable)であるにすぎない、いまだ「個別的観念」すなわち個別者ならざるものだからである。このようにバークリは、その理論構成をあくまで経験可能な個別者から開始しようとするという意味で「唯名論者」であるが、しかる後に一般名辞の適用可能性や、彼のタームでの「一般観念」を認めることにおいて普遍者を導入しているという意味で「唯名論的実念論者」と呼ぶべき者である。彼の言う「一般観念」の機能は、「個別的観念」の一定クラスを代表象することにあつた。ここで「あるクラスのメンバーとなる資格」(membership)は、個別者が相互に「類似」していることの認知に依存している⁽⁵⁶⁾。したがってバークリの所論は、われわれが個別者相互の「類似」を「知覚」しうる、という前提に立つものである。ここにおいて、「普遍論争」における彼の立場としての「唯名論的実念論」と、世に言う彼の「知覚一元論的認識論」とが通底すると言えよう。今後の課題としては、「類似」の認知プロセスならびにそのプロセスを可能にする条件の探究が挙げられよう。それはすぐれて心理学的な課題であろうが、哲学の領野からの守屋⁽⁵⁷⁾の一連の論考は極めて示唆に富むと思われる。

註

- (1) cf. 黒田亘、「抽象について」、九州大学『哲学論文集(二)』所収、1966、25頁。ここで黒田は「一般化」を、「ある概念からその概念を包摂するより一般的な概念に至るプロセス」としている。
- (2) Yolton, J. W. (Ed.). John Locke. *An Essay concerning Human Understanding*. London: Dent, 1978. Book II, Chapter xi, Section 9. なお、以下のロックからの引用はすべて同書に拠るため、単に Locke, J. 巻, 章, 節の順の数字, という形式で略記する。
- (3) *ibid.* III, iii, 6. represent の訳語としては、実物一心像という物心二元論的ニュアンスの強い「表象する」という語が用いられるのが通常であり、ロックの場合にはそれでさして問題はないと思われる。しかしバークリでは、日

本語において「表象」とほぼ同じ意味をもつ「観念」がすなわち「事物」とされ、物心二元論が却けられるため、「表象する」という訳語は必ずしも好ましくない。また、パークリでは、後述するように、各「個別的観念」がそれぞれ一定クラスの「個別的観念」の「代理」あるいは「代表」として機能しうることが強く主張される。そしてここに引用したロックの記述にもパークリの主張の萌芽が窺われる。したがって、represent は「代理する」あるいは「代表する」と訳されるべきかもしれないが、「表象する」は言わば哲学上の伝統的な訳語であり、また、原語が容易に推測されるという利点もあるため、見慣れぬ訳語ではあろうが本稿では「代表象する」に統一した。なお、後に取り上げるフッサールの『論理学研究』の邦訳者たちも、パークリについての論述中に現われる repraesentieren を「代表象する」と訳している。

- (4) *ibid.* II, xi, 9.
- (5) *ibid.* III, iii, 6.
- (6) *ibid.* III, iii, 13.
- (7) *ibid.*
- (8) *ibid.* IV, vii, 9.
- (9) Berkeley, G. *Philosophical Commentaries* (以下では *PC* と略記する) 497. *PC* はパークリの言わば備忘録に当たるものであり、やや雑駁に書かれている。この引用部も文字どおり読めば、「抽象観念」と「一般観念」との間に区別が立てられているようだが、パークリの意図を補って読めば、「抽象観念」なるものが言い立てられ、それは「一般観念」だとされているが、実はそのようなものはなく、存在するものはみな「個別的観念」なのだ、ということになる。なお、パークリからの引用はすべて、Luce, A. A. and Jessop, T. E. (Eds.). *The Works of George Berkeley, Bishop of Cloyne*. Nendeln/Liechtenstein: Kraus Reprint, 1979. (以下では *Works* と略記する) に拠った。
- (10) Berkeley, G. *First Draft of the Introduction to the Principles*. *Works*, II. p. 125.
- (11) *ibid.* p. 128.
- (12) Berkeley, G. *The Principles of Human Knowledge* (以下では *PHK* と略記する). Introduction 12.
- (13) Berkeley, G. *First Draft of the Introduction to the Principles*. *Works*, II. p. 127.

- (14) Berkeley, G. *PHK* Intro. 11.
- (15) *ibid.* Intro. 12.
- (16) 例えば, Berkeley, G. *PC* 644 の「事物と観念とは外延と意味とをほとんど同じくする言葉である」や, *Three Dialogues between Hylas and Philonous* (以下では *DHP* と略記する). *Works, II.* p. 244 の「私は事物を観念に変えることにではなく, 観念を事物に変えることに賛成しているのです」といった記述を参照のこと. なお, 本稿以下の論述では, 読みやすさを考慮してただ「事物」あるいは「個物」と表記するが, あくまでバークリーにおいてはそれぞれ「観念」あるいは「個別的観念」に等しいことを念頭に置く必要があるだろう.
- (17) Berkeley, G. *PHK* Intro. 12.
- (18) Pitcher, G. *Berkeley*. London: Routledge & Kegan Paul, 1977. p. 84 & p. 87.
- (19) 例えば, Berkeley, G. *An Essay towards a New Theory of Vision* (以下では *NTV* と略記する) 141 では, 言葉が「恣意的な記号」(arbitrary signs) である, と述べられ, 同じく 147 には, 「人間の取り決め (appointment) による言語や記号が, 表示される (signified) 事物を示唆する (suggest)」云々という記述がある. また, *PHK* 65 には「観念間の結合が含むのはただ符号 (mark) ないし記号と [それによって] 表示される事物との関係のみである」という記述がある.
- (20) Berkeley, G. *NTV* 147. 註 (19) を参照のこと.
- (21) Brook, R. J. *Berkeley's Philosophy of Science*. Hague: Martinus Nijhoff, 1973. p. 34.
- (22) Berkeley, G. *NTV* 147, 152 には, 視覚の対象が「自然の造物主」(Author of Nature) の言語ないし音声である, と述べられている.
- (23) Berkeley, G. *NTV* 144; *PHK* 43.
- (24) Berkeley, G. *PHK* Intro. 18.
- (25) *ibid.* Intro. 20.
- (26) *ibid.* Intro. 19.
- (27) Pitcher, G. *op. cit.* p. 88; Bennett, J. *Locke, Berkeley, Hume: Central Themes*. Oxford: Oxford University Press, 1979. p. 52.
- (28) Margolis, J. 'Berkeley and Others on the Problem of Universals', In Turbayne, C. (Ed.). *Berkeley: Critical and Interpretive Essays*. Minneapolis: University of Minnesota Press, 1982. p. 207.

- (29) Aaron, R. I. *The Theory of Universals*. Oxford: Oxford at the Clarendon Press, 1952. p. 54.
- (30) Husserl, E. *Logische Untersuchungen*. Zweiter Band, I. Teil. Halle: Max Niemeyer, 1968. S. 179 f. 立松・松井・赤松訳、『論理学研究 2』, 東京:みすず書房, 1978, 197 頁以下.
- (31) 桂 壽一,『近世主体主義の発展と限界』, 東京:東京大学出版会, 1974, 79 頁以下.
- (32) Husserl, E. *op. cit.* S. 183. 前掲邦訳書, 201 頁.
- (33) *ibid.* S. 180. 前掲邦訳書, 198 頁.
- (34) Berkeley, G. *PHK* Intro. 6. 「思念」の意味するところについては本稿の本文中に後述するが, 「思念」という訳語 そのものは大槻春彦氏のものを踏襲した. cf. 大槻春彦訳,『人知原理論』, 東京:岩波書店, 1977, 18 頁.
- (35) *ibid.* 89, 142.
- (36) *ibid.* Intro. 16.
- (37) Bennett, J. *op. cit.* p. 48.
- (38) Aaron, R. I. *op. cit.* p. 66.
- (39) Bennett, J. *op. cit.* p. 38.
- (40) Brook, R. J. *op. cit.* p. 33.
- (41) Beardsley, M. C. 'Berkeley on "Abstract Ideas"', In Martin, C. B. and Armstrong, D. M. (Eds.). *Locke and Berkeley: A Collection of Critical Essays*. New York: Doubleday, 1968. p. 415.
- (42) Berkeley, G. *PHK* 5.
- (43) 例えば, Berkeley, G. *NTV* 9 には, 「私は, 直接にではないにせよ, 情念が表情に生み出す 顔色を介して, 視覚によってそれら [他人の心の中の情念] を知覚できるのである」とある.
- (44) Berkeley, G. *PC* 473.
- (45) Berkeley, G. *PHK* 99.
- (46) *ibid.* 5.
- (47) Berkeley, G. *PC* 497.
- (48) 本節の以下の記述は「抽象」の定式化をはじめとして大きく, Beardsley, M. C. *op. cit.* に依っているが, ビアズレイには「抽象」と「一般化」の区別という観点はなく, それ以外にも小さな論点修正を行なっている.
- (49) 例えば, Berkeley, G. *DHP. Works, II.* p. 204 の次の記述を参照のこと.
「馬車が行くのを私が耳にするとき (when I hear a coach drive along

the streets), 直接的に私が知覚するのはその音だけです. けれども, そのような音が馬車と結びついているという私の過去の経験から, 私は馬車を聞くと言われるのです. しかしそれにもかかわらず, 真に, かつ厳密には, 音以外の何物も聞かれることがあり得ないのは明白です.

- (50) Berkeley, G. *PHK* Intro. 9.
- (51) Aaron, R. I. *op. cit.* p. 226.
- (52) Margolis, J. *op. cit.* p. 220. 本節の記述は大きくマーゴリスに負っている.
- (53) Locke, J. III, iii, 6.
- (54) Berkeley, G. *DHP. Works, II.* p. 192.
- (55) Berkeley, G. *PHK* 8.
- (56) ここで言う「メンバーシップ」はおのずからロックやバークリの言う「種類」(sort)を構成するであろうが, ロックが「分類」(sorting)を「知性が観察する類似性 (similitude) に基づく知性の営み (workmanship of the understanding)」(Locke, J. III, iii, 13)と述べていることは, 「普遍論争」に対するロックとバークリの立場の親近性を物語っている.
- (57) 守屋唱進, 「類と類似性」, 東京都立大学『哲学誌25号』所収, 1983.
———, 「カテゴリー論の再検討」, 大森他編『新岩波講座 哲学 2』所収, 東京: 岩波書店, 1985.